

平成27年度第4回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成27年7月9日(木)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時37分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	舩谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席	
議事録署名委員	7番	作野 英明		8番	松川 徹	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 田村 誠 事務員 田邊 操枝 建設課課長 芝田 卓巳 建設課課長補佐兼地籍調査室室長 田子 勝利 建設課地籍調査室主幹 岩田 政幸 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	地籍調査に伴う地目の照会について(鶴田)(市山・朝金)
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
協議事項	(1) 質問について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知 (2) 遊休農地調査
その他	(1) 農業委員等の公務災害補償制度について (2) 平成27年度第5回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成27年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省略 —
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記	議長	議事録署名委員： 7番 作野 英明 8番 松川 徹 書記： 田邊 操枝

記の指名		
4. 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	議事に入ります。 『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第 1 条の 2 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 平成 27 年 7 月 9 日提出 内容につきましては、局長補佐より説明をいたします。
	局長補佐	【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 合計：畑 1 筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：売買 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： の農地について が売買で耕作目的により取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は、10 a あたり 円です。 番号 2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 合計：畑 1 筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：売買 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： の農地について が売買で耕作目的により取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は 10 a あたり 円です。現地調査資料は、番号 1 については 1 ページ、番号 2 は 2 ページにそれぞれ地図を付けていますのでご確認下さい。
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。 (質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
一 同	異議なし。	
議 長	異議なしと認め『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に	

		対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につ いて』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の15規定により提出された下記の許可申請につ いて、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第5条第3項の規定により鳥取県農 業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通 知を行ないます。平成27年7月9日提出 内容につきましては、局長補佐より説明させていただきます。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書2号）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 合計：畑 1筆 m ² 貸人： 借人： 契約種別：使用貸借 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅 備考：この申請地は農振農用地除外地です。申請地は貸人自宅横に位置 し、生産性も低く他の農地区分に該当しないため第2種農地になりま す。転用計画は一般住宅を建築するものです。事業目的から見た転用面 積は適当で、転用妥当と判断しての申請です。 (補足説明) さんは農業者ではありません。貸し人ということで 土地の所有者になっていますが、ここの申請地は、平成13年7月27日 付けで農地法5条の許可が既に出ている農地でした。その時の土地の所 有者は で、 が車庫を建てられるということ で許可が出た案件でした。 現在に至ったということです。 さんです。さんが家を建てられるにあたり、許可は出ているが 建てても良いかという相談がありました。内容が変わるものですので5条 申請を出し直してくださいと事務局で指導をして今回の申請に至りまし た。現地調査資料の3ページから位置図を載せていまして、7ページまで 土地利用計画図を載せています。ご審議をよろしくお願ひします。
議 長	議案第2号につきましては現地調査を行っていますので、植田健委員 より報告をお願いします。	
植田委員	本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、頼田委員、岡田委員、 松川委員、井田委員、私、事務局から頼田局長、田村局長補佐の9名で現 地調査を行いました。現地調査資料の3ページを見て頂きますと、場所 は、集落から少し入った所で 神社の前の辺りです。隣の公図を見 て下さい。図面で言いますと、申請地の右側に貸し人 のお宅が建 っています。反対側の のお宅ですが、境目にブロック 塀があります。現在の状態ですが、畑として使われていて、柿、梅、他、 多少の木が植えてありました。排水も集落排水が入っていますし、問題な いと思います。5～7ページに参考図面が載せてあります。	

	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	作野委員	契約種別が使用貸借になっていますが、建物になりますと期間が長いと思いますが、使用料や使用期間はどのようになっていますか。
	局長補佐	使用貸借ですので使用料はゼロです。権利の存続期間は永年です。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	異議なしと認め『議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 地籍調査に伴う地目の照会について (鶴田) (市山・朝金)		(産業課 芝田課長、田子課長補佐、岩田主幹 入室)
	議 長	『議案第 3 号 地籍調査に伴う地目の紹介について (鶴田) (市山・朝金)』を上程致します。
	局 長	地籍調査に伴う地目の照会について このことについて下記の通り地目の照会について審議を求めます。 平成 27 年 7 月 9 日 内容の説明につきましては建設課でお願いします。
	芝田課長	建設課長をしております芝田です。よろしくお願いいたします。初めに議案についてですが、議案第 3 号の内、市山・朝金につきましては、大変申し訳ありません、取り下げということで、鶴田の方はそのまま議案として提出をさせていただきます。取り下げの理由について説明させていただきます。市山・朝金につきまして、提出しました調書に照会不用の地番が載っているなどの不備な箇所が数ヶ所あることが判明しました。本来ならば提出前に課内で決済を受けるチェックをして、不必要なものにつきましては外す等をする必要があったのですが、チェックしきれずに提出してしまい、担当課長として大変反省しているところです。今回取り下げました所につきましては、再度精査しまして改めて提案させて頂きたいと考えています。地籍調査の事務が、これまで皆さんから信頼を頂いていたものを失うことのないように、職員をはじめ、上司も反省し望んでいくつもりですのでよろしくお願いいたします。鶴田に関しましては担当より説明をさせていただきます。
	議 長	市山・朝金については、チェック体制が悪かったことが判明したということで削除をお願いします。20～31 ページまで削除をお願いします。鶴田に関して説明をお願いします。
	岩田主幹	この度は、私のミスがもとでこのようなことになり大変恐縮しております。今回は鶴田地区のみの説明と照会をお願いします。 平成 25 年度に鶴田地区 1052 筆を対象に調査を行った内、農地関連の地目の変更があったのが 130 筆と、農地外から農地へ移動となったものが 7 筆ありました。そのものについて一式記載しております。その中で現地調査を 5 筆、一緒に委員さんに確認して頂きました。その 5 筆について説明をさせて頂き、残りの筆については質問がありましたらお答えさせて頂きたいと思います。 現地調査資料の No.33、34、35 の鶴田字早崎 311 番、312 番 1、312 番 2 の連続して繋がっている田んぼ 3 枚についてです。現況地目は雑種地と確認しました。フラワーパークの向かいにあります、元は田んぼです。そこが県の事業で埋め立てられて碎石が敷かれて、今日行った時には膝丈くらいのやわらかめの草が伸びている状況でした。利用と

	<p>しては、シーズンになれば臨時駐車場としてフラワーパークのお客さんが止められるというような土地利用です。臨時的に使われるだけです。明確な土地利用が駐車場ではないため地目を雑種地に決定しました。その中で、会長より、契約などまでされている土地なのかという質問がありましたので、あの後、所有者さんに連絡を取りましたところ、契約等はなく、善意での利用をしてもらっている。その代り草刈については花回廊さんが年に何回か刈ってくださる。契約とまではいかないがお約束をされているようです。今後は雑種地に変わりますので、これから花回廊さんとどのようなお話をされるのか分かりませんが、荒れることのないようにとお伝えしました。</p> <p>隣接します312番2の鳥取県の公衆用道路です。この土地も さん、現在で言う さんのところより名義変更されたものです。鳥取県に名義が移っていきまして、現況は道路、そこの臨時駐車場に入る進入路という利用体系です。公衆用道路として地目確認しています。</p> <p>No.80、鶴田字西屋敷459番、現況雑種地、調査面積6.61㎡、所有者は村中です。村中とは何ですかという質問が現地でありました。鶴田村という意味合いが強いのかと思いますが、帰ってから本を読んでみましたら、村中とは、所有権としては町共物に近い、赤線、青線に近いものであると。登記年月日もないし、たまたま地目と地籍だけが明確になっている町共物のようなものという取り扱いのようです。誰の所有権というのは、はっきりとついていないものだというふうにありましたので、そのようなものようです。会長が心配されました、その所有者達が自分のものだと、自分の持ち分もあるというような問題が起こることは少ないのではないかと思います。</p> <p>No.99番、鶴田字荻能560番、田から原野です。フラワーパーク前の町道から崖下の方にだいぶ下がった方で、今では機械が入るのも困難な田んぼの跡です。面積は2反少しあるので立派な田んぼだったのですが、現況は現地までたどり着くのも私たちも厳しく、道の上から確認をさせてもらって原野であると見てもらいました。調査した分については以上です。</p>
議 長	議案書20～30ページを除いた鶴田地域について説明がありましたが、このことについて質疑を受けます。
種委員	No.80、村中、6.61㎡とありますが、本当に現地確認できましたか。現地がありましたか。
岩田主幹	現地はあります。花壇のように道路際で囲いがしてありました。実測では9.9㎡が、その花壇の一部分を村中としております。
種委員	はい、分かりました。
	(他に質問、意見なし)
議 長	ご異議ございませんか。
一 同	はい。
議 長	異議なしと認め『議案第3号 地籍調査に伴う地目の紹介について(鶴田) 137筆』につきまして議決承認されました。
	(産業課 芝田課長、田子課長補佐、岩田主幹 退室)
議案第4号	議 長 『議案第4号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。

農用地利用集積計画の決定について		提案者からの説明を求めます。
	局長補佐	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長	平成27年 第7号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書34～35頁）】 [新規] 整理番号 : 122番 設定を受ける者 : 1名 設定をする者 : 1名 設定をする土地 : 2筆 計 6,179㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	質疑に入ります。
	白川委員	新規となっていますが、今まではどうなっていましたか。
	局長補佐	さんが利用権設定をされていましたが、合意解約をされました。今後、誰が作付けをするか、井上委員にもお世話になりながら、今回、さんに借りて頂くことになりました。
	白川委員	分かりました。
	作野委員	内容作物が飼料作物となっていますが、畜産農家の方と契約をされて作付けされるのか、ご自分が何か飼っておられるのか、どちらですか。
	議長	さんは をされています。 場を借りられて、 も飼育されています。冬用の飼料作物を作られるとお聞きしています。畜産農家との契約ではありません。
	作野委員	はい、分かりました。 (質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。
5. 協議事項 (1) 質問書について	議長	5. 協議事項「(1)質問書について」となっていますが、閲覧に出しておりました。先般の種委員さんの質問を議事録から抜粋したいと思います。その後、その流れを提案者であります事務局より説明を行い、皆様から質疑を受けたいと思います。 先般の種委員さんのご意見の中で、途中からですが“ここの集落、ここに農業委員さんがいらっしゃるわけですが、当初、さんは、草刈をするよという条件で農地を借りますと言うことで、最初の農業委員会で許可したように覚えています。ところが、最近では、草刈されないということで、かなり集落の皆様方から、直接ではないですが間接的に苦情を聞くわけですが、その辺については、事務局さんは、どういう指導をしておられるのか。”につきまして、これからの流れを事務局より説明をさせま

	す。
局長補佐	<p>質問書の内容を朗読させていただきます。</p> <p>【「質問書」朗読】</p> <p>同日に南部町農業委員会として受け付けを行っています。事前審査等で、会長等と協議させて頂いた結果、総会の公の場で、この内容を確認させて頂いて、議事録にのぼっている内容を書面での回答という具合に事務局では対応したいと考えています。ご協議をよろしくお願ひします。</p>
議長	作野委員さん、内容、流れを。
作野委員	<p>補足の形になりますが、前回の総会において種委員さんより、先ほどの議事録のとおり質問がありました。その旨、 さんに、こうゆう質問があったということで、事情内容を話しました。質問書の中にもありましたが、自分なりに努力はしていると思っている。しかし、 の栽培方法は、広い面積にやっているのはローテーションの関係もあって、一度に作ってしまうことにはなりませんし、順にローテーションを組んで、春に植えた分は今度は秋に作るとか、夏作った分を来年の春に作るとかローテーションを組んで管理作付けをしている関係で、なかなか地主さんの希望通りの草刈にはなっていないことは事実でありますけれども、草刈は実施しているということです。草がぼうぼう生えていますが、それは、一度すき込みますと柔らかくなって今度作付けの時に作付けできないことが経験で分かりまして、自分は、役場にあります自走式ハンマーモアをトラクターに付けるアタッチメントがありまして、それにより作付け直前に耕耘して草をすき込んで作付けの準備をして、順次そうゆうローテーションを踏まえて回って管理しているところで、そのことは、皆さんの発言の場があれば申し出て頂きたいということをお願いされています。別に意図的に草刈をしないとか、わざとだとかではありません。ローテーション、作付けの作業順序もありまして、たまたま草が長くなっているのが気に入らないということは考えられるけれども、自分は悪意はないということでもあります。自分としても が初めてであって、広い地域でやっているものですから、今後のこともありますから、自分なりに注意をしていかなければいけないと思っていますので、あえてこの形をとらせて頂くのでよろしくお願ひしますということです。</p>
議長	皆様方からなにかございませんか。
種委員	<p>作野委員さんのお話を聞いたわけですが、私が さんの利用権設定が出てきたときに記憶する限りでは、あくまでも草刈をしますと、そのかわり貸してくださいという認識を私は持っていました。今、聞きますと、 を作るのが主だと、草刈は二の次だという具合に聞こえますが、何か、許可した時の印象と違うなど感じるのですが。</p>
議長	<p>さんが言わんとしておられることは、“直接ではないが間接的に苦情を聞くわけですが”という、その辺のところの、本当に裏付けするものが本当にあったのかということ、この書面から伺えるわけです。きちんとした、地主とか、そうゆう方から聞かれたなら、それを聞かして欲しいということだと思っておりますので、 さんが意図されているところは、集落の皆様方から直接ではないですが、間接的に苦情を聞いたと、うやむやな事を農業委員会の公的な場に出して欲しくない。本当にそうであったら、何月の何日に何処でそうゆうことがあったか聞きたいということ、ここに明記されております。言い方はきつくなるかと思いま</p>

	<p>すが、直接ではなく間接的に苦情を聞いたということは、今後、農業委員会の公的な場では差し控えて頂きたいという考え方でおりますので、その旨をお伝えしたいと思っておりますので。どうも、この書面から、そういうことが意図されている感じがします。他にございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、この文面に対して、今、お答えした議事録で公文書として さんの方に、書面だと書いてありますので、書面でお渡ししたいと思っております。地元委員さん、どうでしょうか。</p>
作野委員	<p>そういう表現を自分は希望するということでしたが、この場では、会長、議長に後の始末は一任します。</p>
議長	<p>そのような形で、議事録をもって書面と致したいと思えます。</p>
種委員	<p>一度農業委員の皆さんで現地を確認して頂いたらどうですか。どうだ、こうだと言う前に、現地を見て、それから文書で回答されたりするのが良いのでは。皆さん現地を知らないで、会議室で議論をしても意味がないのではと思えますので、一度皆さんで現地を見て頂いたら、誰がそう言ったか、はっきり言えと言えそうなんだろうが、皆さんで現地確認をして、種さんが言っていることが違っているだとか が言っていることが正しいだとか、その辺は、はっきりさせた方が良いのではないのでしょうか。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それは、執行部が決めることで、現地確認をした方が良いのか、ここに来て頂いて、その内容の説明を願うかは執行部が決めることですので、貴方に指図されることではありません。</p>
種委員	<p>そうではなくて、ここで農業委員さんに諮ってみて下さい。現地確認をしたがよいよ、しなくてよいよと、その辺を先ず。事務局一任ではなくて、皆さんいらっしゃるわけですから採決してみて下さい。</p>
議長	<p>採決するか、しないかは、議長の一存でありますので。</p>
種委員	<p>そんな権限があるのですか。</p>
議長	<p>あります。あなたが、今、言われるのは、あなたについて“集落の皆様方から、直接的ではないですが、間接的に苦情を聞いたわけです”、その辺のところ、間接ということは、直接聞かれたなら、本人さんなり、なんなりに聞かれたということですが、このような発言をされるということで、 さんは質問状を出されたということです。いちいち間接的なことでやっても、農業委員会が何時間やっても同じことですので、今後、直接的に聞いて、苦情なりなんなりをして頂くことにして頂きたいと思えますので、そのような格好で書面に代えさせていただきます。</p>
種委員	<p>議長、おかしいではないですか、私は、皆さんに諮ってみて下さいと言っているんです。諮る、諮らないを議長が決められるのですか。</p>
議長	<p>決められます。</p>
種委員	<p>どこに書いてあります。現地確認を私は提案しています。皆さんに現地を確認してもらい、本当に草刈をしてあるのかどうか見て頂きたいということを提案しています。</p>
議長	<p>何処を見るのですか。</p>
種委員	<p>さんが作っておられる田んぼを見に行けばいいではないですか。現地確認に。</p>
市川代理	<p>種委員が、特に、この場所を自分で見てこうだから、私は納得しな</p>

		<p>ったから皆さんの目で見ても、私と同様の考えをして頂ければというようなこと、あるいは、それは種委員が間違っているというようなことを現場で判断して欲しいということだと思いますが、ただ、種委員も現場を見ておられない、間接的であるという前回の発言の中で、どこの場所で、どのような形なのかというようなことは、具体的に今お話はできますか。例えば、どこの圃場で、ここの場所だという田が分かればいいですが、一般的に さんの田を全部、 に借りておられる圃場を全て回るということになるんですか。種委員自身が確認されたという判断で、私は話をすればですが。</p>
	種委員	<p>現地を確認したかですが、実は、最近ではありません。以前です。だから、今行ったらどうなっているのか。最近は見えておりません。だけど、いつ頃でしたか、半年くらい前ですか、私が実際見たのは、ですから、今現在のことを言っていない。</p>
	市川代理	<p>間接的に聞いたというには、現地で自分が確認をしたということに変わったということですか。</p>
	種委員	<p>ただ、今の現況は見えていません。</p>
	市川代理	<p>では、以前発言されたのは間接的ではないということですね。</p>
	種委員	<p>間接的というのは、苦情がありますというのを間接的に聞いたという意味です。</p>
	市川代理	<p>分かりました。</p>
	議 長	<p>発言自体が、私もおかしいなと思いましたが、“集落の皆さん方から、直接にではないですが、間接的に苦情を聞くわけですが”となっていますが、だったら、農業委員さんに皆さんが間接的に、例えば、恩田が草刈していないと言われても仕方がない。そうした時には、利用集積した所を全部見て回らなければいけなくなります。例えば、福成法人がやっていないと間接的に聞いたということになったり、寺内法人がやっていないと間接的に聞いたということでも現地確認をしろと、全部のものを回って皆さんに見てもらわないといけなくなりますので、その辺ところは、今後、質問されるときには、誰々からの苦情でということをしきんとおっしゃる方が、委員会として、直接的なら間違いなく直接だと思しますので、その様な形をとっていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。このような形で、議事録をもって さんの方に書面と代えさせていただきます。</p>
6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議 長	<p>報告事項『(1)農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程します。</p>
	局長補佐	<p>【『農地法第18条第6項の規定による通知について』 朗読及び説明（議案書36頁）】</p> <p>(補足説明) 今後は、湿気っているため、バックホー等で水はけをよくしたうえで、作野委員が自分で作付けを行うと聞いています。</p>
	議 長	<p>作野委員さん自身の案件ですので、退席をお願いします。</p>
		<p>(作野委員退室)</p>
	議 長	<p>質疑がありましたらお受けします。ございませんか。</p>
	一 同	<p>はい。</p>
	議 長	<p>ないようですので『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』</p>

		て』は承認されました。
		(作野委員入室)
(2)遊休農地調査について	議 長	「(2) 遊休農地調査について」上程いたします。
	局長補佐	資料は用意していません。8月から遊休農地パトロール月間ということで、毎年規定に定められた取り組みが始まりますことを口頭での報告とさせていただきます。来月は、皆様から戻ってきたファイル等を整理して、皆様にそのファイルをお返ししますので、昨年度の遊休農地がどのようなになっているかなど自発的に動いて頂いて結構ですので、そのような取り組みをお願いします。また、出発式等の段取りも取り組みたいと思いますのでよろしくお願いします。
	議 長	いつ頃ですか。
	局長補佐	昨年は改選がありましたので10月に出発式を行いました。例年通り稲刈り等が始まる前の9月の早い時期に行いたいと思っています。
	議 長	9月中旬に遊休農地調査をおこなうということですので認識をお願いします。
7. その他 (1)農業委員等の公務災害補償制度について	議 長	その他「(1)農業委員等の公務災害補償制度について」提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	本日、皆様方に両面の資料を配っています。鳥取県農業会議からきました公務災害加入手続きの通知文書です。毎年10月1日からの1年間加入して頂くというものです。保険の内容は、A型の平均活動日数30日、保険料は1口1,000円ということで加入して頂きたいと思います。9月8日までの手続きですので、8月の農業委員会総会の時に現金で1,000円を徴収したいと思いますのでよろしくお願いします。8月の議案書発送のときに1,000円徴収の依頼文章は入れさせていただきます。
第5回農業員会総会の日程について	議 長	平成27年第5回南部町農業委員会総会は、平成27年8月7日(金)に決定します。
その他	議 長	先般行われました代満て会の決算報告をお願いします。
	作野幹事長	～省略～
		(産業課 竹中課長補佐入室)
	議 長	説明をお願いします。
	竹中課長補佐	～省略～
	議 長	議決はしてありますので、差し替えだけです。ご理解をお願いします。
8. 閉 会	議 長	これにて平成27年度第4回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報等を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		